

# 【概要版】令和3年度下野市奨学生募集要項（高等学校・大学等）

## 1. 受付期間

令和2年11月2日（月）～ 令和2年12月10日（木）

## 2. 申請資格 ※下記のすべての条件を満たす方

- (1) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
- (2) 学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方
- (3) 経済的理由により修学が困難な方
- (4) 確実な連帯保証人を2名付することができる方（保護者を含む）  
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納している方
- (5) 保護者が下野市に1年以上住所を有する方
- (6) 他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

## 3. 貸付額

### (1) 修学資金

無利子

- ・ 高等学校奨学生 月額 20,000円
- ・ 大学等奨学生 月額 30,000円
- 月額 40,000円
- 月額 50,000円

自由に選択

### (2) 入学一時金

※入学一時金が修学資金と併用できます！

○修学資金・入学一時金貸付の組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額
高校生	20,000円	100,000円	820,000円	約11,400円
		—	720,000円	10,000円
大学生 (2年制)	30,000円	500,000円	1,220,000円	約20,300円
		—	720,000円	15,000円
	40,000円	300,000円	1,260,000円	21,000円
		—	960,000円	16,000円
50,000円	—	1,200,000円	20,000円	
大学生 (4年制)	30,000円	500,000円	1,940,000円	約16,200円
		—	1,440,000円	15,000円
	40,000円	300,000円	2,220,000円	18,500円
		—	1,920,000円	16,000円
50,000円	—	2,400,000円	20,000円	

※ただし、5万円貸付の方は入学一時金の貸付はありません。

#### 4. 提出書類 提出先窓口まで持参のうえ提出

- (1) 下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
  - (2) 出身学校長又は在 schools 長の推薦調書（様式第2号）
  - (3) 保護者の印鑑登録証明書
  - (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
  - (5) 保護者以外の連帯保証人が県外市外在住の場合（令和2年1月1日現在で市外に住民登録があった場合も含む）は所得証明書及び市区町村税納税証明
- 決定者は、奨学金借用証書兼誓約書（連帯保証人の署名及び実印）等の提出が必要となります。

#### 5. 奨学生の選考

下野市奨学金貸付審査会において書類審査を行い決定します。  
学習成績の評定は概ね **3.0（平均）** 以上を基準とします。  
収入基準についてはP3～P4（栃木県育英会奨学生募集要項より抜粋）を参考に  
して下さい。

#### 6. 貸付期間

正規の修業期間 **※本人名義の口座に半年分まとめて年2回振込みます。**

#### 7. 返還期間及び償還方法

貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還（年賦、半年賦、月賦）  
※奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は延滞金がつきます

**【例】**  
大学生（4年制）

**修学資金 月額4万、入学一時金 30万円を受けた場合**



**貸付総額 222万円**  
 $(4万円 \times 12ヶ月 \times 4年間) + 30万円$   
修学資金 入学一時金

**条例により卒業2年目から償還スタート**

**償還総額 222万円**  
**月賦** 1万8,500円  $\times 120ヶ月$   
(卒業2年目～卒業11年目の計10年間で償還)  
※償還方法は、月賦以外に半年賦、年賦もあります。

## 所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定例

### 【世帯の状況】

- ・ 家族構成は 父、母、長女（奨学生）、長男（弟：中学生）
- ・ 長女が大学進学のため奨学金を申請する場合
- ・ 父親の年間収入金額は 700万円



手順① 令和元年中の「所得額」を調べる。

⇒表1 給与所得計算式より、年間収入金額によって

「所得額」が決まっています。 (所得は世帯合算)

手順② 上記①で求めた「所得額」から表2 特別控除額表に書かれている「控除額」を差し引きます。

手順③ 上記②で求めた金額が表3 収入基準額表の範囲内であれば貸付対象となります。

※表1～表3はP3～P4にあります。

### 【計算式】

$$\textcircled{1} \quad 700\text{万円} \times 0.7 - 174\text{万円} = \underline{316\text{万円}}$$

(年間収入) (所得額)

$$\textcircled{2} \quad 316\text{万円} - 46\text{万円} - 74\text{万円} = \underline{196\text{万円}}$$

(就学者控除：弟) (本人控除)

③ 196万円は、4人世帯の収入基準額572万円以内なので

**貸付対象**となります。

表1 給与所得計算式

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－214万円
401万円以上781万円以下	年間収入金額×0.7－174万円
782万円以上	年間収入金額－408万円

**表2** 特別控除額表

母子・父子世帯	99万円				
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	専 門 高 等 学 校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私 立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
	専 修 学 校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
私 立			88万円	118万円	
専門課程		国・公立	36万円	81万円	
		私 立	102万円	147万円	
障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし71万円を限度とする。				
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
本人を対象とする控除	高等学校等	39万円	大学等	74万円	

**表3** 収入基準額表 (栃木県育英会に準じます。)

世帯人数	高等学校	大学等
1人	212万円	286万円
2人	380万円	455万円
3人	473万円	527万円
4人	515万円	572万円
5人	570万円	617万円
6人	608万円	650万円
7人	635万円	677万円
8人以上	1人増すごとに 25万円加算	1人増すごとに 27万円加算



《提出先及び問い合わせ先》

下野市教育委員会 教育総務課 (庁舎3階)

〒329-0492 下野市笹原26番地 TEL 0285-32-8917